

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェンバレレート
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成24年7月12日付け24消安第1741号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェンバレレートの一日内摂取許容量（ADI）を0.017 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成25年7月29日府食第625号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	厚生労働省が設定する食品規格（残留基準）を踏まえ、当該基準値との整合性を確認して飼料中の暫定基準値の見直しを行うこととしており、食品規格（残留基準）の見直しを待っているところ。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	現在、厚生労働省において食品の暫定基準改正の作業中。同基準が改正され次第、飼料中の暫定基準値の見直しについて農業資材審議会で審議予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヘプタクロル
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成25年1月21日付け24消安第4824号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ヘプタクロルの耐容一日摂取量（TDI）を0.00012 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年7月29日府食第624号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	厚生労働省が設定する食品規格（残留基準）を踏まえ、当該基準値との整合性を確認して飼料中の暫定基準値の見直しを行うこととしており、食品規格（残留基準）の見直しを待っているところ。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	現在、厚生労働省において食品の暫定基準改正の作業中。同基準が改正され次第、飼料中の暫定基準値の見直しについて農業資材審議会で審議予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アルドリン及びディルドリン（第2版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成25年6月6日付け25消安第1098号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アルドリンの耐容一日摂取量（TDI）を0.000025 mg/kg 体重/日及びディルドリンの耐容一日摂取量（TDI）を0.00005 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年8月5日府食第644号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	厚生労働省が設定する食品規格（残留基準）を踏まえ、当該基準値との整合性を確認して飼料中の暫定基準値の見直しを行うこととしており、食品規格（残留基準）の見直しを待っているところ。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	現在、厚生労働省において食品の暫定基準改正の作業中。同基準が改正され次第、飼料中の暫定基準値の見直しについて農業資材審議会で審議予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エチレン（特定農薬）
評価品目の分類	農薬
用途	成長促進剤、発芽抑制剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成25年3月14日付け24消安第5807号（環境省と連名）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第2号
評価目的	特定農薬の指定に当たり、農薬取締法第2条第1項ただし書きの規定に基づき、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかであるかどうか
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エチレンは、農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。 <評価書「食品健康影響評価」抄> なお、特定農薬については多様な使用方法が想定されることから、リスク管理機関において関連情報を収集し、標準的な使用方法についての指針等を作成すべきと考える。 （平成25年8月26日府食第699号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月6日、中央環境審議会に諮問（環境省） 平成25年9月25日、中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会において審議 平成25年10月21日～平成25年11月19日、パブリックコメントを実施（環境省） 平成25年11月1日、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壤農薬小委員会特定農薬分科会合同会合に報告、情報提供する内容（参考となる使用方法等）について審議（農林水産省、環境省） 平成25年12月16日～平成26年1月14日、パブリックコメントを実施（農林水産省、環境省） 平成26年2月26日、中央環境審議会より答申 平成26年2月26日、農業資材審議会に諮問（農林水産省、環境省） 平成26年3月4日、農業資材審議会農薬分科会において審議 平成26年3月4日、農業資材審議会より答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第1号（特定農薬を指定する件）の一部を改正する告示を、平成26年3月28日に公布、同日施行。 同日、「特定農薬（特定防除資材）として指定された資材（天敵を除く。）の留意事項について」（平成26年3月28日付け25消安第5776号・環水大土発第1403281号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）を都道府県及び関係団体に対して通知。 （施策の概要） 平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第1号（特定農薬を指定する件）の二について、以下の改正を行った。 「重曹」を「エチレン、次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）、重曹」に改める。 エチレンの参考となる使用方法等に関する情報を通知。

	【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	焼酎（特定農薬）
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤、殺虫剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成25年3月14日付け24消安第5807号（環境省と連名）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第2号
評価目的	特定農薬の指定に当たり、農薬取締法第2条第1項ただし書きの規定に基づき、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかであるかどうか
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>焼酎は、農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>なお、特定農薬については多様な使用方法が想定されることから、リスク管理機関において関連情報を収集し、標準的な使用方法についての指針等を作成すべきと考える。</p> <p>（平成25年8月26日府食第700号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成25年9月6日、中央環境審議会に諮問（環境省）</p> <p>平成25年9月25日、中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会において審議</p> <p>平成25年10月21日～平成25年11月19日、パブリックコメントを実施（環境省）</p> <p>平成25年11月1日、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬小委員会特定農薬分科会合同会合に報告、情報提供する内容（参考となる使用方法等）について審議（農林水産省、環境省）</p> <p>平成25年12月16日～平成26年1月14日、パブリックコメントを実施（農林水産省、環境省）</p> <p>平成26年2月26日、中央環境審議会より答申</p> <p>平成26年3月4日、農業資材審議会農薬分科会においてパブリックコメントの結果について報告（農林水産省、環境省）</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	<p>特定農薬に指定することについてパブリックコメントを実施した際に、「焼酎」という名称で特定農薬に指定することに反対する意見が提出されるとともに、農業資材審議会農薬分科会における参考人（日本酒造組合中央会）の説明を踏まえ、指定の範囲やその名称等について再検討することとなったため。</p>
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	電解次亜塩素酸水（特定農薬）
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成25年3月14日付け24消安第5807号（環境省と連名）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第2号
評価目的	特定農薬の指定に当たり、農薬取締法第2条第1項ただし書きの規定に基づき、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかであるかどうか
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	電解次亜塩素酸水は、農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ なお、特定農薬については多様な使用方法が想定されることから、リスク管理機関において関連情報を収集し、標準的な使用方法についての指針等を作成すべきと考える。 (平成25年8月26日府食第701号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月6日、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬小委員会特定農薬分科会合同会合に報告、情報提供する内容（参考となる使用方法等）について審議（農林水産省、環境省） 平成25年9月6日、中央環境審議会に諮問（環境省） 平成25年9月25日、中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会において審議 平成25年10月21日～平成25年11月19日、パブリックコメントの実施（農林水産省、環境省） 平成26年2月26日、中央環境審議会より答申 平成26年2月26日、農業資材審議会に諮問（農林水産省、環境省） 平成26年3月4日、農業資材審議会農薬分科会において審議 平成26年3月4日、農業資材審議会より答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第1号（特定農薬を指定する件）の一部を改正する告示を、平成26年3月28日に公布、同日施行。 同日、「特定農薬（特定防除資材）として指定された資材（天敵を除く。）の留意事項について」（平成26年3月28日付け25消安第5776号・環水大士発第1403281号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）を都道府県及び関係団体に対して通知。 （施策の概要） 平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第1号（特定農薬を指定する件）の二について、以下の改正を行った。 「重曹」を「エチレン、次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）、重曹」に改める。 次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）（通

	<p>称「電解次亜塩素酸水」という。)の参考となる使用方法等に関する情報を通知。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェノブカルブ
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成24年5月18日付け24消安第729号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェノブカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.013 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年9月9日府食第745号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	厚生労働省が設定する食品規格（残留基準）を踏まえ、当該基準値との整合性を確認して飼料中の暫定基準値の見直しを行うこととしており、食品規格（残留基準）の見直しを待っているところ。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	現在、厚生労働省において食品の暫定基準改正の作業中。同基準が改正され次第、飼料中の暫定基準値の見直しについて農業資材審議会で審議予定。
施策の概要等	<p style="text-align: center;">（施策の概要）</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アセフェート（第2版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成23年1月14日付け22消安第7912号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アセフェートの一日摂取許容量（ADI）を0.0024 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成25年9月30日府食第807号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	厚生労働省が設定する食品規格（残留基準）を踏まえ、当該基準値との整合性を確認して飼料中の暫定基準値の見直しを行うこととしており、食品規格（残留基準）の見直しを待っているところ。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	現在、厚生労働省において食品の暫定基準改正の作業中。同基準が改正され次第、飼料中の暫定基準値の見直しについて農業資材審議会で審議予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アルジカルブ（第2版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成23年10月11日付け23消安第3547号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アルジカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.00025 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成25年9月30日府食第809号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年5月16日 農業資材審議会に諮問 平成26年6月24日 農業資材審議会において審議、答申 平成26年9月24日～10月27日 パブリックコメントの実施
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェンチオン（第2版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成23年1月14日付け22消安第7912号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たったの食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェンチオンの一日摂取許容量（ADI）を0.0023 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成25年9月30日府食第810号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年5月16日 農業資材審議会に諮問 平成26年6月24日 農業資材審議会において審議、答申 平成26年9月24日～10月27日 パブリックコメントの実施
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イマザピック（第2版）
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成25年8月7日付け25消安第2352号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イマザピックの一日摂取許容量（ADI）を0.27 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成26年1月20日府食第78号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	残留基準案を検討中。検討後、農業資材審議会で審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p style="text-align: center;">（施策の概要）</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリシクラゾール
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成22年6月21日付け22消安第2702号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	トリシクラゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.05 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成26年1月20日府食第79号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	残留基準の見直し案を検討中。検討後、農業資材審議会で審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p style="text-align: center;">（施策の概要）</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フィプロニル
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成23年2月10日付け22消安第8542号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フィプロニルの一日摂取許容量（ADI）を0.00019 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成26年1月20日府食第80号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	厚生労働省が設定する食品規格（残留基準）を踏まえ、当該基準値との整合性を確認して飼料中の暫定基準値の見直しを行うこととしており、食品規格（残留基準）の見直しを待っているところ。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p style="text-align: center;">（施策の概要）</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イマザピル
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成25年8月7日付け25消安第2352号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イマザピルの一日摂取許容量（ADI）を2.8 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成26年3月10日府食第205号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	残留基準の見直し案を検討中。検討後、農業資材審議会で審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年3月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	B				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジカンバ
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成22年8月12日付け22消安第4385号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ジカンバの一日摂取許容量（ADI）を0.3 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年10月29日府食第954号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年10月9日 農業資材審議会に諮問。 平成25年12月25日 農業資材審議会において審議、答申 平成26年5月13日～6月13日 パブリックコメントの実施 平成26年7月14日～8月22日 厚生労働省に意見聴取
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェントエート（第2版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成24年7月12日付け24消安第1741号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェントエートの一日摂取許容量（ADI）を0.0029 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成25年1月21日府食第52号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	残留基準の見直しに必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料を入手次第、速やかに見直し案を検討し、農業資材審議会で審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準の見直しに必要な資料（残留試験データ等）を収集中。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	B				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アラクロール（第2版）
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成24年1月20日付け23消安第5200号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アラクロールの一日内摂取許容量（ADI）を0.01 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成25年3月18日府食第214号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年5月16日 農業資材審議会に諮問 平成26年6月24日 農業資材審議会において審議、答申 平成26年9月24日～10月27日 パブリックコメントの実施
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末
平成24年度上期	F	F	F			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ホスメット
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成24年1月20日付け23消安第5200号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ホスメットの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成24年5月10日府食第491号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	厚生労働省において食品規格（残留基準）を踏まえ、当該基準値との整合性を確認して飼料中の暫定基準値の見直しを行うこととしており、食品規格（残留基準）の見直しを待っているところ。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	現在、厚生労働省において食品の暫定基準改正の作業中。同基準が改正され次第、飼料中の暫定基準値の見直しについて農業資材審議会で審議予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末
平成24年度上期	E	B	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ペンディメタリン（第2版）
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成23年1月14日付け22消安第7912号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ペンディメタリンの一日摂取許容量（ADI）を0.12mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成24年8月6日府食第718号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年2月27日 農業資材審議会に諮問 平成25年6月10日 農業資材審議会において審議、答申 平成26年6月11日 省令を一部改正
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を、平成26年6月11日に公布。 (施策の概要) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）で定める飼料の残留基準値を一部改正。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末
平成23年度下期	E	B	B	A		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	グルホシネート（第2版）
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成23年1月14日付け22消安第7912号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	グルホシネートの一日摂取許容量（ADI）を0.0091mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月8日府食第254号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年10月1日 農業資材審議会に諮問 平成24年12月11日 農業資材審議会において審議、答申 平成25年7月22日 厚生労働大臣に意見聴取 平成25年7月29日～8月27日 パブリックコメントの実施 平成26年1月8日 省令を一部改正
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を、平成26年1月8日に公布。 （施策の概要） 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）で定める飼料の残留基準値を一部改正。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年9月末
平成22年度下期	F	F	F	F	F	F

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス（第2版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成21年10月21日付け21消安第7914号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロルピリホスの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年11月4日府食第845号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	厚生労働省において食品規格（残留基準）を踏まえ、当該基準値との整合性を確認して飼料中の暫定基準値の見直しを行うこととしており食品規格（残留基準）の見直しを待っているところ。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	現在、厚生労働省において食品の暫定基準改正の作業中。同基準が改正され次第、飼料中の暫定基準値の見直しについて農業資材審議会で審議予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	